

役員報酬・旅費規程

社会福祉法人 希望の虹

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事・監事に対して理事・監事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、理事報酬	理事会出席毎に3,000円とする。
評議員報酬	評議員会出席毎に3,000円とする。
監事報酬	理事会出席毎に3,000円とする。
	監事監査時に10,000円とする。
交通費	自宅から希望の虹までの往復距離1kmにつき30円とする。

(支給日)

第4条 理事・監事報酬および交通費は、理事会開催日・監事監査当日に現金で支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成20年 5月25日から施行する。

この規程は、平成28年 5月27日から一部改定して施行する。